

## 平成25年度特定事務監査結果について

本県では、事務の執行について、全庁横断的な視点で監査を行うため、定期監査とは別に特定のテーマを設けた特定事務監査を平成24年度から実施しています。

このたび、平成25年度の監査結果を報告書として取りまとめ、地方自治法第199条第9項に基づき議会及び知事に提出いたしましたのでお知らせします。

### 1 平成25年度テーマ及び選定理由

- (1) テーマ 「試験研究機関・大学等における高額機器（重要物品・借用物品）の管理・活用状況等について」
- (2) 選定理由 これまでの定期監査において、不用決定したものの、処分費（委託料）の予算不足から、備品を廃棄処分していない事例があったこと  
備品の管理体制が強化され、平成23年度から毎年度1回現物確認することとなっているが、活用状況や不用決定後の備品の処分・保管状況は確認対象外であること  
試験研究機関等的高額機器<sup>注1</sup>を全庁横断的に点検した例がないこと

### 2 監査実施期間

平成25年7月から26年3月まで

### 3 監査実施対象所属

テーマに該当する試験研究機関・大学等として、知事部局の23所属、企業庁の1所属（計24所属）を監査の対象としたほか、必要に応じて関係部局から説明を聴取した。

### 4 監査の実施方法

- (1) 予備調査  
対象24所属の備品台帳及び借用物品台帳データの集計・分析
- (2) 書面調査  
対象所属のうち高額機器を保有する16所属に対する調査票による調査
- (3) 実地調査  
対象所属のうち高額機器を15点以上保有する10所属の担当者からの説明聴取、高額機器の現物確認

### 5 監査の主な結果

監査の主な結果として、次のような事例が認められた。

- (1) 手順が十分に周知されていないため、不用決定<sup>注2</sup>を行うことなく、修理不能となった高額機器について一部の部品を取り出して、使用中の他の機器の交換部品として再使用し、部品購入費を節減していた所属があった。
- (2) 従来であれば廃棄物処理業者に委託して廃棄していた修理不能品を含む不用物品について、一括して不用物品買受業者へ売り払うことができた例が見受けられた。

以上を踏まえて、物品管理事務の執行に当たり、改善が必要な「要改善事項」が2件認められた。

その内容は次のとおりである。

<要改善事項1>

備品から部品取りをする場合は、事前に不用決定の手続を行う必要があることについて、改めて周知を図り、適正な取扱いが徹底されるよう改善する必要がある。（会計局）

<要改善事項2>

循環型社会の推進に伴い、これまで廃棄しか想定しなかったような不用物品についても売却可能な事例が出ていることから、売却できた先行事例や売却に当たっての留意点を改めて庁内に周知することにより、各所属がフロンや鉛等の有害物質の規制に留意しつつ、財務規則が原則とする売払いを積極的に行えるよう改善する必要がある。（会計局・環境農政局）

注1) 高額機器・・・「重要物品」（帳簿価額100万円以上の備品）のうち取得価格が500万円以上のもの及び「借用物品」（リース品）のうち借用期間全体の賃借料が500万円以上のもの

注2) 不用決定・・・使用する必要のない物品で、県他機関に管理換えできない場合、破損して修理不能又は修理しても不経済な場合に県財務規則に基づき行う手続をいう。

詳細は、別添「特定事務監査結果報告書(概要版)」及び「特定事務監査結果報告書」のとおり

(問い合わせ先)

神奈川県監査事務局総務課

課長 新井 電話045-210-8460

副課長 大庭 電話045-210-8461

**根拠法令 地方自治法（抜粋）****第199条第2項**

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

**第199条第9項**

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに關係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。



# 特定事務監査結果報告書 概要版

## 第1 平成25年度監査テーマ

「試験研究機関・大学等における高額機器（重要物品・借用物品）の管理・活用状況等について」

[ 選定理由 ]

試験研究機関等は、感染症、放射能等の検査や地震活動の監視など県民の安心・安全に係わる事業等を実施しており、他の所属よりも多数の高額機器を保有している傾向があるが、

これまでの定期監査において、不用決定したものの、処分費（委託料）の予算不足から、備品を廃棄処分していない事例があったこと

備品の管理体制が強化され、平成23年度から毎年度1回現物確認することとなったが、活用状況や不用決定後の備品の処分・保管状況は確認対象外であること

試験研究機関等の高額機器を全庁横断的に点検した例がないことからテーマとして選定した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査実施期間

平成25年7月から26年3月まで

### 2 監査実施対象所属

テーマに該当する試験研究機関・大学等として、知事部局の23所属、企業庁の1所属（計24所属）を監査の対象としたほか、必要に応じて関係部局から説明を徴した。

No.	試験研究機関	局	機関名	支所等	調査方法	実地調査実施日
1		安全防災局	温泉地学研究所		予備・書面・実地	11月27日
2		環境農政局	環境科学センター		予備・書面・実地	11月28日
3		環境農政局	自然環境保全センター		予備・書面	
4		環境農政局	水産技術センター		予備・書面・実地	11月25日
5				相模湾試験場	予備・書面	
6				内水面試験場	予備	
7		環境農政局	農業技術センター		予備・書面・実地	12月3日
8				横浜川崎地区事務所	予備	
9				北相地区事務所	予備・書面	
10				三浦半島地区事務所	予備	
11				足柄地区事務所	予備	
12				かながわ農業アカデミー	予備	
13				畜産技術所	予備・書面	
14		保健福祉局	衛生研究所		予備・書面・実地	10月18日
15		保健福祉局	食肉衛生検査所		予備	
16		保健福祉局	保健福祉大学		予備・書面・実地	12月6日
17				実践教育センター	予備	
18		産業労働局	産業技術センター		予備・書面・実地	12月5日
19				工芸技術所	予備・書面	
20				計量検定所	予備・書面	
21		産業労働局	産業技術短期大学校		予備・書面・実地	11月26日
22				人材支援センター	予備	
23		産業労働局	東部総合職業技術校		予備・書面・実地	12月2日
24		企業庁	水道水質センター		予備・書面・実地	11月29日

### 3 監査の実施方法

#### (1) 予備調査

対象とする24所属から備品台帳（計21,918点、取得価格合計約146億円）及び借用物品台帳（計2,161点）のデータの提出を受け、集計・分析を行った。また、調査対象とする「高額機器」とは、「重要物品」である備品のうち取得価格が500万円以上のもの及び「借用物品」のうち借用期間全体の賃借料が500万円以上のものと定義した。

#### (2) 書面調査

「高額機器」を保有する16所属を対象として、所属の概況や高額機器の管理状況等について、次の調査票による回答を求めた。

所属調査票

所属の概要、高額機器の導入及び更新方針、使用及び管理状況等を記載。

備品調査票

備品台帳から、金額の高いもの2点、取得時期の古いもの3点の計5点を抽出した上で、機器の概要や管理状況等を記載。

借用物品調査票

原則として借用期間全体の賃借料の高いもの上位3点について、機器の概要や管理状況等を記載。

不用決定備品調査票

平成23年度～25年度に不用決定した高額機器のうち、金額の上位3点について、機器の概要や処分の状況等を記載。

その結果、所属調査票16件、備品調査票68件、借用物品調査票31件、不用決定備品調査票21件、合計136件の回答があった。

#### (3) 実地調査

「高額機器」を15点以上保有する10所属を対象として、書面調査の各調査票に基づき、担当者から説明を聴取するとともに、高額機器の現物確認を実施した。

### 4 監査実施の着眼点

本県の試験研究機関・大学等における高額機器の管理・活用状況等の実態を調査・検証するため、着眼点を次のように定めた。

(1) 高額機器は有効に活用されているか。

(2) 神奈川県財務規則（昭和29年規則第5号。以下「規則」という。）等によって、適切に維持管理（更新・処分・保守点検）されているか。また、使用簿等を作成するなどして、高額機器の使用状況が把握されているか。

(3) 物品の制度等で整備されていない点はないか。

(4) 他機関と共同利用可能な機器（常時使用しないため、他機関に貸借可能な機器）や再利用（管理換え）できる機器はないか。

(5) 利用低下機器（利用可能であるものの、研究テーマ終了や研究者転勤等により遊休状態にある物品）がある場合、その理由は何か。

(6) 修理不能等であるものの、不用決定ないし廃棄処分を保留する高額機器が存在する場合、国庫補助等による処分制限など、予算不足以外の理由が存在

するのか。また、国庫補助や起債により購入した機器の処分制限年数が把握されているか。

(7) リース契約のリース料率は適正か。

### 第3 監査の結果

高額機器の管理・処分に関して、次のような事項が認められ、今後、改善又は見直しが必要な「要改善事項」として2件を指摘した。

#### 1 高額機器の管理

##### (1) 取得時期の集中

調査対象所属で保有する535点の高額機器については、平成3年度から7年度までが232点(43.4%)と突出しているなど、各所属(平成3年度(環境科学センター)、平成7年度(産業技術センター、産業技術短期大学校)等)の開所に合わせて集中して機器を導入していることから、今後、機器の更新時期が一斉に到来し、必要な経費が一時期に集中することで修理や更新が困難となり、業務に支障を来すことが懸念される。

##### (2) 保守点検・修繕履歴の管理

保守点検・修繕履歴の管理について確認したところ、規則には物品の保守点検・修繕履歴を作成・保存する定めがないこともあり、次のア及びイのような状況が見受けられた。

###### ア 保守点検・修繕履歴の未作成・未保存

管理している機器の全て又は一部について、保守点検・修繕履歴を作成・保存していない所属があった。

###### イ 保守点検・修繕履歴の執行書類との同一管理

管理している機器の全て又は一部について、保守点検・修繕履歴を残しているものの、執行書類にのみ添付している所属があった。この執行書類は、前々年度以前分は文書保存期限まで書庫に引き継がれるため、必要な時に直ちに参照することが困難になる。

多額の費用をかけて取得した高額機器については、保守点検・修繕履歴を必要な時に直ちに参照できる状態で保管しておくことが望ましく、それぞれの機器の性格に応じて、履歴管理の必要性和職員の負担を踏まえて適切な方法を検討する必要がある。

##### (3) 利用低下機器(利用可能であるものの、修繕費や移設費等の不足や研究終了等により遊休状態にある物品)

試験研究機関等が保有している高額機器の中には、修繕費や移設費等の不足や研究終了等により未利用となっているが、再度利用する可能性があるとして保管しているもの(一番古いもので昭和61年度取得、大半は平成10年度以前取得)があり、毎年度1回の現物確認は行っているものの、今後の取扱方針を明確には定めていない状況であった。

利用低下機器は、未利用期間の長期化により、修理不能となる場合や、所要の機能を満たさなくなる場合があり、再利用の際に多額の費用を要することが懸念されるため、毎年度1回の現物確認時に修理の可能性、機能の有効性、再度利用する見込みをできる限り見極め、本庁主務課と協議するなどし

て、修理、不用決定、廃棄等の方針を判断することに留意する必要がある。

#### (4) 借用物品の管理について

借用物品台帳については、物品の名称のみで登録されていることから、物品の使用目的・用途が不明である。また、現行契約の始期で登録されているため、新規リース開始からの経過年数が判明しない状況となっていた。さらに、賃借料を記載する欄は設けられていないため、台帳記載の物品がどの程度の価値のものか判断できない状況となっていた。なお、一部の所属では、予算管理等に用いるために、借用物品台帳とは別に独自の一覧表等を作成していた。

## 2 高額機器の処分

### (1) 未廃棄の不用決定機器

保有している高額機器の一部について、処分経費が捻出できないとして、不用決定後も処分することなく保管している所属があった。

### (2) 部品取りの前の不用決定の周知不足

修理不能機器の部品を他機器に再使用（いわゆる「部品取り」）する際には、事前に不用決定を行うこととされているが、不用決定を行うことなく、修理不能となった機器から部品を取り出して、他機器の交換部品として、再使用し、部品購入費（約13千円）を節減していた所属があった

試験研究機関等においては、利用低下している機器が多く見受けられるが、不用決定と部品取りの順序が所属に十分理解されていないこともあり、今後とも不用決定を行うことなく部品取りを行うおそれがあると考えられる。

したがって、物品管理事務の執行について、次のとおり、改善が必要と認められる。

#### < 要改善事項 1 >

備品から部品取りをする場合は、事前に不用決定の手続を行う必要があることについて、改めて周知を図り、適正な取扱いが徹底されるよう改善する必要がある。（会計局）

### (3) 不用物品買受業者への売払い

本県においては、不用物品については廃棄物処理業者への委託によって処分することが一般的となっているが、一括して売り払うことができた例が見受けられた。廃棄物処理委託を行う場合には、その費用が、一部の大型機器だけで概算100万円と見込まれたことから、売払いを試行することとし、その結果、平成24年11月の売却では合計約8万円、平成25年11月の売却では合計約25万円の収入を得ていた。

このように売払いに至ったことは、売払いを原則としている規則に則したもので、廃棄物処理委託費用の負担を免れるとともに売払収入の獲得により県財政に対して寄与するところが大きく、環境行政の推進者である県が自ら環境負荷の軽減に寄与する意義も有している。

しかし、こうした事例等の庁内周知が十分ではないため、前述のとおり廃棄物処理業者への委託によって処分することが一般的な状況となっている。

したがって、物品管理事務の執行について、次のとおり、改善が必要と認められる。

< 要改善事項 2 >

循環型社会の推進に伴い、これまで廃棄しか想定しなかったような不用品についても売却可能な事例が出ていることから、売却できた先行事例や売却に当たったの留意点を改めて庁内に周知することにより、各所属がフロンや鉛等の有害物質の規制に留意しつつ、財務規則が原則とする売払いを積極的に行えるよう改善する必要がある。（会計局・環境農政局）

### 3 まとめ

かながわグランドデザインにおいて、県試験研究機関は科学技術活動の活発な展開や先導的な共同研究の推進と地域への成果展開の主体と位置付けられており、これらの所属の担う役割は大きなものになっている。

厳しい財政状況の中、高額機器の導入・更新については、近年は購入ではなく、リース対応が一般的となっており、その多くは再リースを繰り返している。

また、高額機器の中には、運用に当たって少なからず経費を要するものもあるが、各試験研究機関等は様々な工夫を凝らして、限られた経費をやりくりしていた。

しかしながら、バブル期前後に大量に取得した機器が取得から20年程度経過していることもあって、更新時期が一斉に到来し、修理や更新に必要な経費が一時期に集中することで、近い将来に修理や更新が困難となり、業務に支障が生じることが懸念される。

今後とも、試験研究機関等が県民や事業者等から寄せられる期待に十分応えられるように、運営の基礎となる機器の不具合や不備がないよう県全体で配慮することが望まれる。

また、本件調査において、不用となった高額機器から部品取りを行った事例や廃棄に代えて売払いを行った事例が見受けられた。このような取組が広がることによって廃棄費用の低減や購入費用の節減又は収入の確保が大きく図られていくものであり、その端緒として、財務事務執行の経済性・効率性の観点から高く評価するものであるが、さらに、県の環境行政の有効性の観点からも評価するものである。

すなわち、県が策定した「神奈川県循環型社会づくり計画」の基本理念（県の目指すべき姿）において、個々の県民、事業者にとって「不要なもの」であっても、社会全体としては有用な「資源」として循環させ、将来、廃棄物と呼ばれるものが「ゼロ」になる地域社会を目指すという考え方を「廃棄物ゼロ社会」として掲げている。この先導的立場にある県に対しては、自らの廃棄物の発生抑制とともに、有害物質等の適正処理を前提とした循環的利用の積極的な取組を推進することにより、県民や事業者等の模範となって、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に寄与することを期待するものである。